令和２年９月 29 日
港湾空港局港営課

福岡県民新聞掲載のコンテナ船内における飲酒事故

１．記事の概要

掲載日：令和２年８月 25 日
内容

※当該記事内容は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

２．事件概要（港湾空港局調べ）

平成 31 年１月 20 日に，香椎パークポートの岸壁に係留していた貨物船の船内荷役作業中（港湾運送事業）に，トレーラーの誘導を行っていた港運会社（※）の作業員が，コンテナと同社から作業の下請けを受けた運送会社（※）のトレーラーの間に挟まれ，死亡したもの。当時の新聞報道によると，トレーラーの運転手が作業前に飲酒していたことが判明し，同運転手が自動車運転処罰法違反（過失運転致死）容疑で，現場責任者が業務上過失致死容疑で福岡地検に書類送検され，現在，係争中。同港運会社は，港湾運送事業を所管する九州運輸局，及び労働災害を所管する労働基準監督署から行政指導を受けている。

※当該地図及び写真は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

※実名の記載は，同社の利益を害するおそれがあるため記載は控えさせていただいています。

３．事故後の対応

・港湾空港局から博多港運協会及び加盟社に対して，安全対策徹底のお願いを文書により通知（平成 31 年１月 21 日）
・福岡県警と連携した，港湾における飲酒運転撲滅に向けてキャンペーンの実施（令和２年３月 25 日）
・博多港の関係者からなる「博多港安全衛生協議会」や，「福岡県トラック協会」において，再発防止に向けた勉強会や啓発などの取組みを実施中。

令和２年９月 29 日
港湾空港局港営課

福岡県民新聞掲載のトレーラーの横転事故

１．記事の概要

掲載日：令和２年８月８日
内容（一部抜粋）

※当該記事内容は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

掲載日：令和２年８月 25 日
内容

※当該記事内容は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

２．事件の概要

令和２年６月２２日に，箱崎ふ頭内の交差点において，コンテナ貨物を運送するトレーラー（㈱大安）が横転したもの。

なお，貨物自動車運送事業法においては，「他人の需要に応じて，有償で，自動車を使用して貨物を運送する」場合は，一般貨物自動車運送事業の許可（九州運輸局所管）を受ける必要があり，上記福岡県民新聞によると一般貨物自動車運送事業の許可がないとされているが，所管する九州運輸局が指導等を行った事実は確認できていない。

※当該地図及び写真は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

事故直後の写真（港湾空港局撮影）

３．事故後の対応

今回の事故を起こしたトレーラーの運転手が，コンテナターミナルを利用していたことから，港湾空港局及び博多港ふ頭㈱において，以下の対応を実施

・港湾の適正な利用に向けて，博多港ふ頭㈱を通じた港湾関係者への法令順守による運送について，文書でのお願いを実施（令和２年８月 25 日）
・再発防止に向けて，所管の九州運輸局に相談しながら対策を検討中。

※当該記事は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

※当該記事は著作権法上の規定により，掲載しておりません。

（事務連絡）
平成31年1月21日

博多港運協会並びに加盟各社　御中

博多港港湾管理者
（福岡市港湾空港局）

港湾荷役作業における安全対策の徹底について

博多港の港湾運営に当たりましては，貴協会並びに加盟各社には平素よりご協力いただき感謝申し上げます。

さて，平成31年1月20日に香椎パークポートにて港湾荷役作業中の死亡事故が発生しております。ご承知のとおり荷役作業中の安全確保は最優先とされるべきものです。

つきましては，貴協会並びに加盟各社におかれましては事故の再発防止とともに荷役作業の安全対策及び作業員の安全意識の向上に向けて取り組まれるようお願い申し上げます。

港湾空港局港湾振興部
港営課　冨永，八尋
TEL 282-7124

令和２年８月２５日

殿

博多港ふ頭株式会社
代表取締役社長　中園　政直

貨物運送業者の適正利用について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、コンテナターミナル運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先日、当コンテナターミナルからの搬出貨物を積んだトレーラーが公道で横転事故を起こす事象が発生、当該トレーラー事業者が一般貨物自動車運送事業許可を得てない旨、一部報道がありました。

公共コンテナターミナルをご利用いただく皆様方におかれましては、法令順守の観点から適正な運送業者をお使いいただきますよう、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、安全安心なコンテナターミナルの運営に努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

以上